

# 新兵庫県地球温暖化防止推進計画

改訂

～ひょうごにおける脱温暖化社会の構築をめざして～

平成 18 年 7 月

兵 庫 県

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>兵庫県における地球温暖化 対策の推進に 関する基本的方向</b> .....	1
第1節	兵庫県の地球温暖化対策の目指す方向	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	兵庫県における地球温暖化対策の基本的考え方	2
<b>第2章</b>	<b>兵庫県における温室効果ガス の排出抑制 等に関する目標</b> .....	3
第1節	現状対策及び国の目標達成計画を踏まえた排出見通しと 兵庫県における目標	3
第2節	温室効果ガスの区分別削減内訳	5
第3節	区分ごとの削減内訳と排出削減目標量	5
<b>第3章</b>	<b>目標達成のための方策</b> .....	6
第1節	温室効果ガスの削減目標達成のための方策	6
第2節	兵庫県が先導する地球温暖化対策	11
<b>第4章</b>	<b>地球温暖化対策を持続的に推進するために</b> .....	25
第1節	目標達成に向けた推進体制の確立	25
第2節	県、市町、事業者、兵庫県地球温暖化防止活動推進 センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖 化防止活動推進員等 及び県民の役割	25
第3節	情報公開	28
第4節	重点目標の設定と計画の進行管理	29
	県民の行動指針	30

## 第1章 兵庫県における地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

### 第1節 兵庫県の地球温暖化対策の目指す方向

県内の温室効果ガスの排出実態を明らかにしたうえで、本県の地域特性を踏まえた次の削減目標を掲げ、確実に達成することを目指す。

**温室効果ガスの削減目標**: 兵庫県下の2010年度の温室効果ガス総排出量を1990年度に比べて6%削減する。

### 第2節 計画の位置づけ

地球温暖化問題は、世界各国が軸を一にして取り組まなければならない問題であるとともに、一人ひとりが取り組まなければ解決しない問題であり、地域レベルでの対策が必要不可欠である。

本県では、社会の構成員全ての参画と協働による環境適合型社会の実現を目指して「環境の保全と創造に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、これに合わせて、環境適合型社会の形成を達成するための施策の方向性を明らかにした「兵庫県環境基本計画<sup>(注)</sup>」(以下「基本計画」という。)を策定し、地球温暖化防止に関する地域からの取組を進めている。

また、条例においては、大気中に排出される地球温暖化の原因となる物質の総量に関する目標を定め、その目標を達成するための総合的な施策を計画的に推進することを規定している。

さらに、1998年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。 )においても、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のため総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することとされたため、地球温暖化対策推進法の趣旨を踏まえるとともに、条例及び基本計画に基づき、これまでの地球温暖化対策への本県の取組を生かしつつ、2010年に向けた今後の取組を一層推進するための指針として、2000年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定した。

2004年度にこの計画について検証を行ったところ、現状で推移した場合、2010年度における県下の温室効果ガス総排出量は、1990年度に比べて3.1%増加する見込みであり、目標の達成が厳しい状況となっている。

このため、京都議定書目標達成計画 を勘案して、本計画を見直し、兵庫県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のため総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することとする。

(注) 2002年5月改訂され、現在は「新兵庫県環境基本計画」となっている。

### 第3節 兵庫県における地球温暖化対策の基本的考え方

温室効果ガスの排出は、経済活動と県民生活に密接に関連していることから、「環境と経済の両立」という基本的考え方に立って、地球温暖化対策を先導して実施する。

また、地球温暖化対策は、県民・事業者・行政のパートナーシップにより推進する必要があるため、温暖化問題に関わる情報は常に公開され、共有化されることで、各主体が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていく必要がある。そのため、本計画は、県民・事業者・行政のそれぞれの役割を明らかにし、その役割に応じて取り組むべき地球温暖化防止活動の具体的な行動計画となるものである。

さらに、本計画に示す事項は将来にわたっても更に持続的に推進する必要があるものであり、対策の推進を図るとともに、対策の定量的な評価・見直しを行うことにより、6%削減の目標の達成を確実なものとする。

#### 1 環境と経済の両立

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題を解決するためには、対症療法的な対策では不十分であり、私たちが前提としてきた経済や社会のあり方そのものを見直し、環境と経済、社会が一体となって発展していく「社会の仕組みづくり」を進めていかなければならない。

このため、環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い県民生活の実現を図りながら温室効果ガスの排出を削減すべく、ライフスタイルやワークスタイルの改善を促し、環境に配慮した社会システムへの転換が図れるよう地球温暖化対策を実行する。

また、目標の達成への取組が兵庫県の経済活性化などにつながるよう、環境ビジネスの育成に関する支援等を展開していく。

#### 2 全ての主体の参加・連携の促進とそのための透明性の確保、情報の共有

温室効果ガスは、県民の日常生活や事業者の事業活動等、人間活動のあらゆる場面から排出されるものであることから、社会基盤整備、産業・地域振興、まちづくり、教育等、県全体の施策、事業、制度とかかわりを有するものである。

したがって、温室効果ガスの削減が組込まれた社会の構築がこれらの施策の中に織り込まれる必要があり、また、全体としての整合も必要である。地球温暖化対策は、県民・事業者・行政のパートナーシップにより推進する必要があるため、温暖化問題に関わる情報は常に公開され、共有化されることで、各主体が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていく必要がある。

そのため、本計画は、県民・事業者・行政のそれぞれの役割を明らかにし、その役割に応じて取り組むべき地球温暖化防止活動の具体的な行動計画とする。

### 3 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

本計画は、一過性でなく、将来にわたっても更に持続的に推進される必要があることから、各主体における行動の進捗状況を把握し、効果的に見直しが施されるような進行管理の体制を構築する。

このため、本計画においては、温室効果ガス毎や部門毎の目標、個々の対策とその対策評価指標、温室効果ガス目標削減見込量、対策における主体毎の役割及び取組、県の施策を明らかにすることにより、評価見直しがより確実に出来るようにする。

## 第2章 兵庫県における温室効果ガスの排出抑制等に関する目標

### 第1節 現状対策及び国の目標達成計画を踏まえた排出見通しと兵庫県における目標

#### 1 排出量の推移と2010年度排出量（推定値）

兵庫県における温室効果ガス総排出量の推移及び2010年度における温室効果ガス総排出量（推定値）は、表1のとおり、2002年度において基準年度に比べて1.3%増加となっている。現状対策で推移した場合、2010年度における温室効果ガス総排出量は3.1%増加する見込みである。

表1 排出量の推移と2010年度排出量（推定値）（単位：kt-CO<sub>2</sub>/年）

		1990年度	2001年度	2002年度	2010年度	増加率(1990年度)(%)	
						区分内	
CO <sub>2</sub>	産業	47,670	47,839	48,294	43,833	8.0	2.5
	民生(家庭)	5,991	6,778	7,226	8,937	49.2	
	民生(業務)	2,490	2,548	2,741	4,091	64.3	
	運輸	8,613	8,894	9,048	9,835	14.2	
	エネルギー転換等	3,476	2,825	2,867	3,355	3.5	
	計	68,240	68,884	70,176	70,051	2.7	
メタン		383	348	340	317	0.1	
一酸化二窒素		1,288	1,385	1,465	1,444	0.2	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)		*116	251	384	1,736	2.2	
パーフルオロカーボン(PFC)		*229	216	204	198	0.0	
六ふっ化硫黄(SF6)		*2,777	1,532	1,421	1,513	1.7	
合計		73,033	72,615	73,991	75,259	3.1	
基準(1990)年度比(%)		-	0.6	1.3	3.1	-	

(注) 1. 産業部門には、石灰石消費を含む。  
2. \*は、1995年度の排出量

温室効果ガス別の排出割合は図1のとおりである。二酸化炭素が94.8%を占めている。また、二酸化炭素の部門別排出割合は、図2のとおりである。産業部門の割合が68.8%を占めており、日本全体で占める割合（図3）と大きく相違している。産業部門の占める割合が非常に大きいことが兵庫県の地域特性となっている。

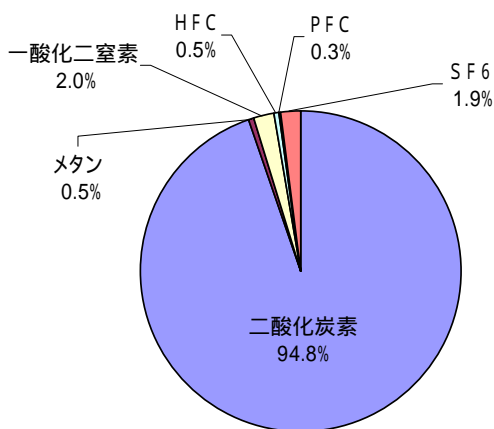


図1 温室効果ガス別の排出割合（兵庫県：2002年度）

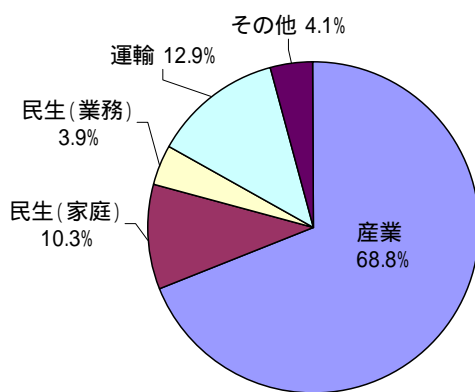
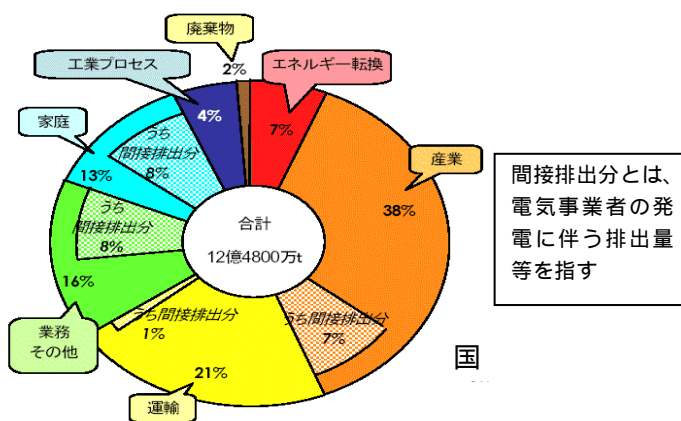


図2 二酸化炭素の部門別排出割合（兵庫県：2002年度）



（出典：京都議定書目標達成計画）

図3 二酸化炭素の部門別排出割合（国：2002年度）

## 第2節 温室効果ガスの区別削減内訳

目標年度（2010年度）において、温室効果ガス排出量を1990年度に比べて6%削減するための区分ごとの削減内訳は、表2のとおりである。

地球温暖化防止のための対策を現状で続けた場合、2010年度の温室効果ガス排出量は1990年度に比べて3.1%の増加と予測され、合計9.1%の削減が必要である。

森林吸収と京都メカニズムは、全国レベルで実施すべきものであることから9.1%から5.5%分を差し引いた3.6%以上の削減を目標年度に向けた温室効果ガスの削減目標とする。

表2 2010年度排出量に対する区分ごとの削減内訳

	県	国
	兵庫県地球温暖化防止推進計画改訂(案)	京都議定書目標達成計画
目標	2010年度の温室効果ガス排出量を、1990年度に比べて6%削減	2008年～2012年の第1約束期間に基準年から6%削減
2010年度の温室効果ガス排出量(推計)	1990年度に比べて3.1%増加	1990年度に比べて6.0%増加
2010年度における要削減量	▲9.1%	▲12.0%
(内訳)	温室効果ガス	▲3.6%
	森林吸収源	▲3.9%
	京都メカニズム	▲1.6%

## 第3節 区分ごとの削減内訳と排出削減目標量

区分ごとの削減内訳とこれに対応する排出削減目標量は、表3のとおりである。

表3 区分ごとの削減内訳とこれに対応する排出削減目標量

		目標削減割合	目標削減量
2010年度に向けた目標		9.1%	6,610kt-CO <sub>2</sub> /年
内 訳	温室効果ガスの排出 (CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、 代替フロン等3ガス)	3.6%	2,590kt-CO <sub>2</sub> /年
	森林等吸収源	3.9%	
	京都メカニズム	1.6%	4,020kt-CO <sub>2</sub> /年



### 第3章 目標達成のための方策

#### 第1節 温室効果ガスの削減目標達成のための方策

##### 1 温暖化対策の体系

兵庫県における地球温暖化対策の推進にあたっては、地球温暖化対策推進法第20条で定める京都議定書目標達成計画における地球温暖化対策に関する基本的考え方を勘案しつつ、兵庫県の実情に最もあった取組を産業・民生・運輸各部門ごとに計画的・総合的に推進していくことが必要である。

また、兵庫県において温暖化対策を進めるにあたっては、国が制定した地球温暖化対策推進法と条例をその法的根拠とし、その体系は図4のとおりである。

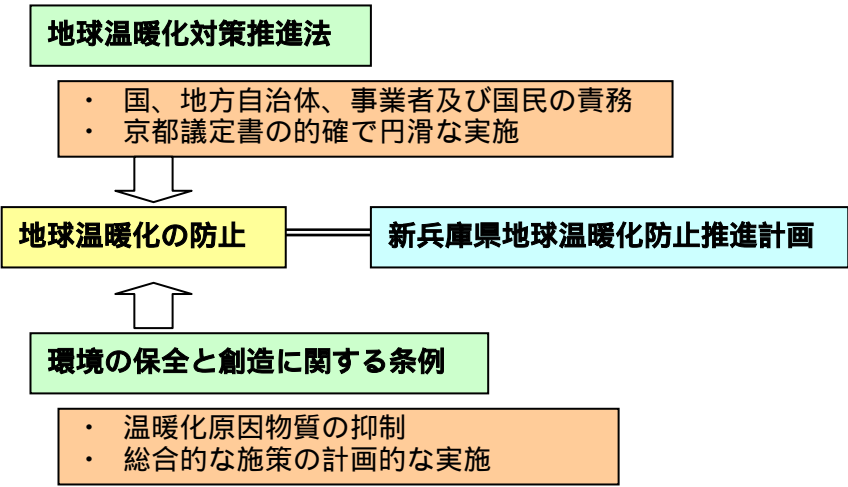


図4 兵庫県における温暖化対策の体系

##### 2 総合的・計画的な施策の実施

兵庫県は、その施策において創意工夫を凝らし、温室効果ガスの排出削減に資する都市等地域整備、社会資本の整備、地域資源をいかした新エネルギー等の導入、木材資源の積極的利用等の推進、森林の保全及び整備並びに木材・木質バイオマス 利用、緑化運動の推進等を盛り込み、他の地域の模範となるような先進的施策を総合的、計画的に実施していくこととする。このことにより、全国規模での温室効果ガスの排出の削減に貢献することとする。

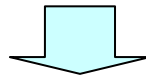


### 3 温室効果ガス削減の考え方

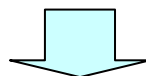
兵庫県における自然特性、地域特性を勘案しつつ、その排出特性を踏まえた温室効果ガスの削減目標達成のための方途にかかる考え方の骨子は、次のとおりとする。

兵庫県の排出構造

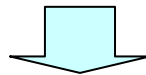
- ・産業部門の排出割合が大きい
- ・民生（業務・家庭）部門の排出量の増加が著しい
- ・運輸部門の排出量が増加傾向にある。



実効性ある削減対策



削減に向けた優先施策の抽出



**産業部門における排出削減**：現行条例に基づく制度の的確な運用と対象事業所の拡大による規制の強化と省エネ・新エネ技術導入と支援

**民生（家庭）部門における排出削減**：住宅用太陽光発電等の導入促進、省エネ機器等の導入促進、省エネ住宅の導入促進、省エネ行動の取組の推進

**民生（業務）部門における排出削減**：条例の拡大による規制の強化、普及啓発と省エネ・新エネ機器等の導入と支援

**運輸部門における排出削減**：条例の拡大による規制の強化、クリーンエネルギー自動車の導入促進とエコドライブ運動の展開

### 4 目標達成の方策

#### (1) 5つの視点・10の重点施策

地球温暖化は、あらゆる人間活動が原因となって進展していることから、総合的に対策を推進する必要がある。このため、兵庫県の自然的社会的条件に応じた対策として「5つの視点・10の重点施策」を中心に計画的に推進していく。

## 5つの視点・10の重点施策

### 視点1 条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進

環境の保全と創造に関する条例に基づき、一定規模以上のエネルギー多量消費事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画の策定及び措置結果の報告を義務づけ、事業者の自主的取組を促進

### 視点2 家庭や企業における省エネルギー行動等の推進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員などによる家庭におけるライフスタイルの改善促進

ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入、関西広域連携協議会との連携によるエコオフィスの推進などによる企業におけるワークスタイルの改善に係る普及啓発

### 視点3 自治体による率先した取組の推進

市町での実行計画策定及び計画に基づく取組の実施

環境率先行動計画（ステップ3）による県自らの率先取組の実施

### 視点4 自動車から排出される二酸化炭素排出抑制のための施策の推進

アイドリングストップをはじめエコドライブの推進

低公害車 100 万台作戦の展開

### 視点5 グリーンエネルギーの導入促進

グリーンエネルギー10 倍増作戦の展開

事業所へのグリーンエネルギーの導入促進

グリーンエネルギー推進プログラム、バイオマス総合利用計画 による導入促進、建築物環境性能評価書 の届出義務化による建築物の省エネ措置の推進

環境率先行動計画（ステップ3）による県自らの率先取組の実施（再掲）

(2) 温室効果ガス排出量削減目標達成の見通し

産業部門と民生（業務）部門について条例の対象を追加拡大し、現行対象事業所と同程度の削減を強力な指導のもとに行うことにより、0.9%（見込み）の削減を行い、残りの2.7%については、その他必要な対策を講じることにより、目標を達成する。

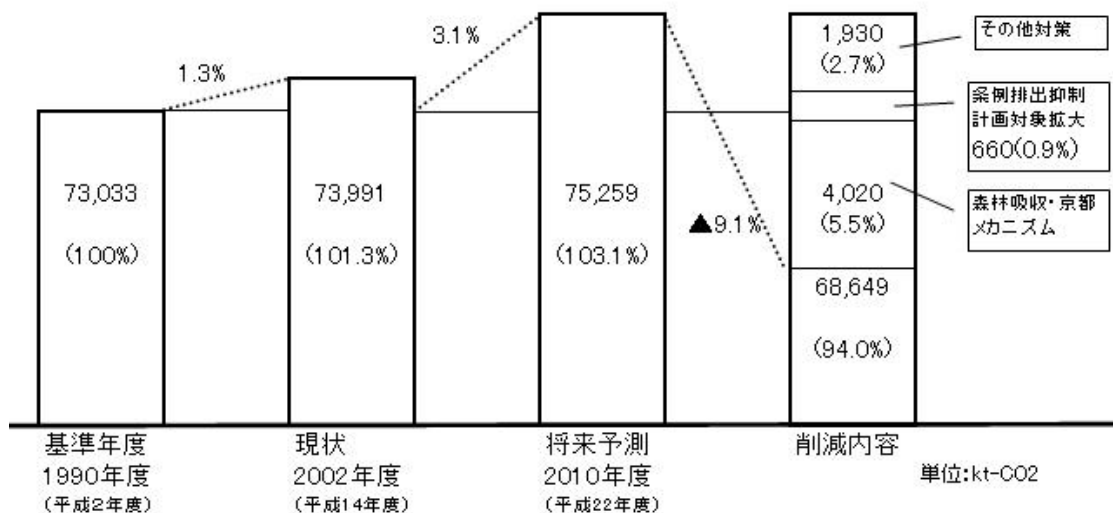


図5 温室効果ガス排出量削減目標達成の見通し

(3) 温室効果ガス排出量削減推進方策

温室効果ガス排出量削減推進方策の概要は、表4のとおりである。

表4 兵庫県の温室効果ガス排出量削減推進方策の概要

区分	現状と課題	削減量 kt-CO <sub>2</sub>		主な削減方策	推進方策	削減内訳 kt-CO <sub>2</sub>
産業	2010年度の推定排出量 43,833 kt-CO <sub>2</sub> 全体の約65%を占める 2002年度は1990年度と比べて1%程度の増加  <b>事業者の自主的取組の強化が必要</b>	598 0.8%	598 0.8%	条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進(対象追加)	追加事業所の削減対策 自家用貨物から営業貨物への転換 ガソリン燃料対応ディーゼル車導入	478 112 8
				工場におけるエネルギー管理の徹底	自主的取組の推進(条例対象外) ・エネルギー管理の徹底 ・新エネルギー、省エネ機器の導入 ・委託貨物輸送による省エネ化 ISO14001、EA21(エコアクション21)等の環境マネジメントシステムの導入	
民生家庭	2010年度の推定排出量 8,937 kt-CO <sub>2</sub> 全体の約10%を占める 2002年度は1990年度と比べて20%程度の増加 家電製品の増加  <b>省エネ行動の推進が必要</b>	1,167 1.6%	840 1.0%	省エネ機器の導入促進	トップランナー基準の性能を有した省エネ機器の導入 省エネ機器の買換え促進(電気ポット、食器洗い機、電球型蛍光灯、節水シャワーヘッド) 高効率給湯器の導入 高効率照明の導入 待機時消費電力削減機器の導入	384 137 255 20 44
				省エネ住宅の導入促進	住宅の省エネ性能の向上	327
				省エネ行動の推進	省エネ行動の推進 ・冷暖房温度の適正化 ・主電源オフによる待機電力カット	
民生業務	2010年度の推定排出量 4,091 kt-CO <sub>2</sub> 全体の約4%を占める 2002年度は1990年度と比べて10%程度の増加  <b>事業者の自主的取組の強化が必要</b>	155 0.2%	13 0.02%	条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進(対象追加)	追加事業所の削減対策	13
				省エネ機器の導入促進	トップランナー基準の性能を有した省エネ機器の導入 電球型蛍光灯、空調用圧縮機省エネ制御装置の導入 高効率給湯器の導入 24時間営業を常態とする事業者の省エネ型冷蔵・冷凍機の導入	111 4 19 8
				省エネの自主的取組の推進	自主的取組の推進(条例対象外) ・建築物の省エネ性能の向上 ・エネルギー管理の徹底 ISO14001、EA21等の環境マネジメントシステムの導入 関西エコオフィス宣言運動の推進	
運輸	2010年度の推定排出量 9,835 kt-CO <sub>2</sub> 全体の10%強を占める 2002年度は1990年度と比べて5%程度の増加 将来も増加傾向が継続  <b>対策の強化が必要</b>	597 0.8%	51 0.07%	条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進(新規)	排出抑制計画に基づく削減対策(エコドライブ関連機器導入、ガソリン燃料対応ディーゼル車導入、貨物自動車の大型化、貨物自動車の積載率向上等)	51
				クリーンエネルギー自動車等の普及拡大	低公害車100万台作戦 エコドライブ関連機器導入 ガソリン燃料対応ディーゼル車導入	269 64 21
				貨物輸送の効率化の推進	貨物自動車の大型化 貨物自動車の積載率向上	159 33
				省エネの自主的取組の推進	エコドライブの推進(アイドリングストップ等) 公共交通機関の利用促進 共同輸送の導入	
グリーンエネルギー	住宅用太陽光設備全国1位 大規模風力発電計画中  <b>支援措置が必要</b>	78 0.1%	78 0.1%	グリーンエネルギー10倍増作戦	住宅用太陽光発電の導入 大規模風力発電の導入	43 35
				事業所等へのグリーンエネルギー導入促進	公共施設、民間事業所への太陽光・風力発電の導入	
				バイオマスの利用推進等	バイオマスエネルギーの活用促進 廃棄物発電の推進	
フロン類	2010年度の推定排出量 3,447 kt-CO <sub>2</sub> 全体の約3% 1990年度と比べて2010年度は10%程度の増加  <b>規制の強化が必要</b>	178 0.2%	178 0.2%	代替フロン類の回収・破壊の推進	業務用冷凍空調機のHFC回収率の向上	178
				代替製品の利用の促進	ノンフロン製品の利用促進	
都市構造				地域・都市構造、交通システムに対する方策	ヒートアイランド対策の推進 円滑な道路交通を実現する体系の構築	
合計	2010年度の推定排出量 75,259 kt-CO <sub>2</sub>	2,773 3.8%	2,773 kt-CO <sub>2</sub> ÷ 73,033 kt-CO <sub>2</sub> × 100 = 3.8% (削減量) (1990年度の排出量)			

定量的に評価できるものについて数値を入れている。

## 第2節 兵庫県が先導する地球温暖化対策

### 1 部門別排出削減方策

#### (1) 産業部門における排出削減方策

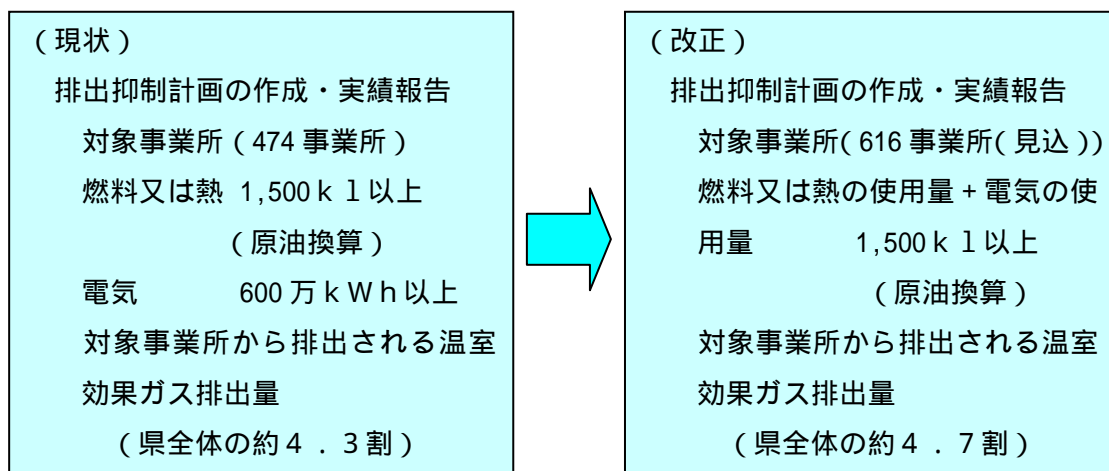
産業部門における温室効果ガス排出量は、全体の約7割を占めており、引き続き、条例による温室効果ガス排出抑制計画をはじめとする対策の着実な推進を図る。

#### 条例による温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果報告の義務づけ（重点施策）

（産業部門・民生業務部門）（拡充）

2003年3月に条例を改正し、大規模事業者に対して温室効果ガスの排出抑制計画の策定、措置結果の報告を義務づけ、事業者の自主的取組の推進を図ったところであるが、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正にあわせて、条例の温室効果ガス排出抑制計画対象事業所を追加拡大する。

条例対象となる事業所については、温室効果ガス排出抑制計画の作成時及び毎年度の措置結果の報告時における温室効果ガスの排出量削減の指導を強化する。



#### 自主行動計画の着実な実施

条例により温室効果ガス排出抑制計画の策定の対象とならない事業者においては、日本経済団体連合会策定の環境自主行動計画を着実に実施する。

#### 工場におけるエネルギー管理の徹底

省エネ法に基づく措置により、エネルギーの自主管理の徹底や新エネルギー、省エネ機器の導入、委託貨物輸送などにより、エネルギー使用量の削減を行う。

### 産業部門の運輸に関する取組の推進

産業界は、素材等の軽量化・高機能化、エネルギー効率の高い製品の提供、自家用貨物から営業用貨物への転換や共同輸配送などの物流の効率化、モーダルシフトの推進、社員の通勤に係る公共交通機関の利用促進等を通じて運輸部分の省CO<sub>2</sub>化を推進する。

また、2005年1月からのサルファーフリー（硫黄分10ppm以下）石油系燃料の導入を踏まえ、サルファーフリー燃料対応ディーゼル車の導入を推進する。

### ISO14001、EA21（エコアクション21）等の環境マネジメントシステムの導入（重点施策）

ISO14001、EA21等の環境マネジメントシステムを導入することにより、自主的取組を推進する。

## (2) 民生（家庭）部門における取組の促進

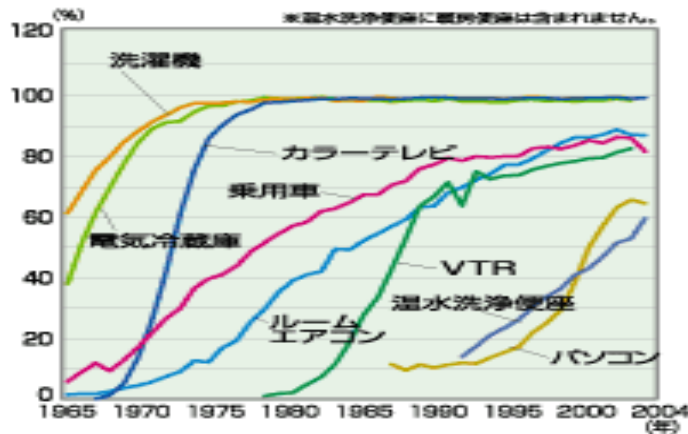
民生（家庭）部門における2002年度の温室効果ガス排出量は1990年度に比べて20.6%増加しており、現状で推移した場合、今後も増加が見込まれるため、住宅用太陽光発電設備や省エネ機器等を導入するなど対策の着実な推進を図る。

### 住宅用太陽光発電設備等の導入の促進（重点施策）

家庭での地球温暖化対策の強化として、住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度により、導入促進を図る。

### 家庭への省エネ機器等の導入促進（重点施策）

省エネ家電・省エネ機器等の導入の促進や高効率給湯器、高効率照明、待機時消費電力の小さい機器への転換促進を、ホームページ等による情報提供、環境学習施設であるエコハウス（仮称）での体験学習等を通じて普及、広報するとともに、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員・協力員（以下「地球温暖化防止活動推進員等」という。）の活動強化により、地域における導入・促進を図る。



(出所：内閣府消費動向調査(05年3月))

(出典：(財)省エネセンター 家電製品の省エネカタログ2005)

図6 わが国の主要耐久消費財等の普及率

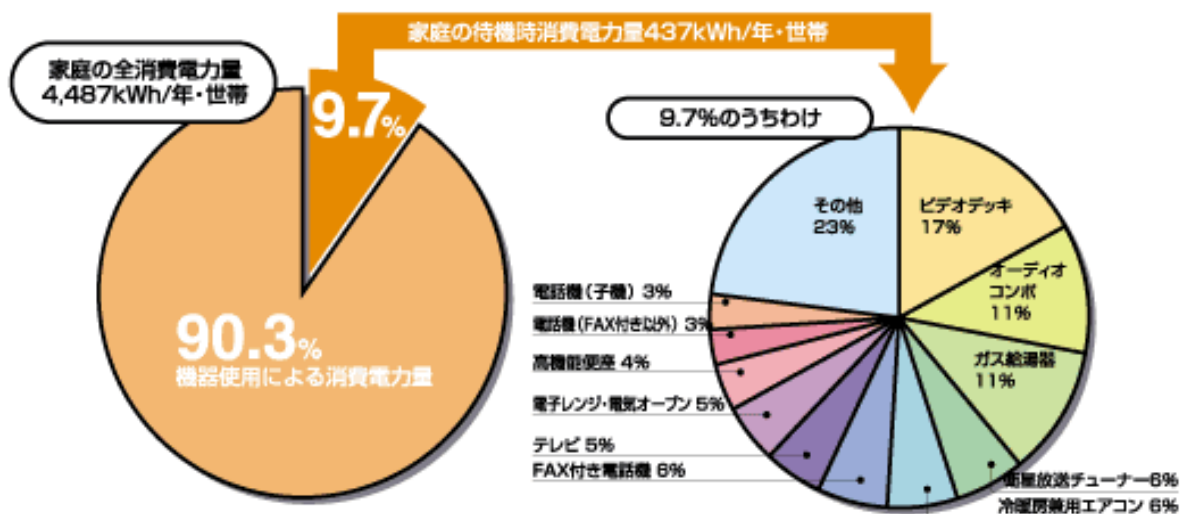
### 省エネ住宅の導入促進

省エネ住宅の導入について、ホームページ等による情報提供、省エネ住宅フェアの開催、エコハウスでの体験学習等を通じて普及、広報するとともに、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、住宅メーカー、建材メーカー等と連携し導入の促進を図る。

### 家庭での省エネ行動の取組の推進(重点施策)

冷暖房温度の適正化や待機時消費電力削減のための主電源オフ等の「県民の行動指針」に示された家庭における省エネ行動の取組を、地球温暖化防止活動推進員等の活動、子どもから大人までを対象とした環境学習・教育等を通じて、県民に普及広報していく。

なお、県民に対する家庭での省エネ、省資源の取組は、県下の自然特性、地域特性を踏まえ、地域に応じた可能な取組を普及啓発するものとする。



(出典：(財)省エネルギーセンター 平成14年度「待機時消費電力調査」)

図7 家庭の消費電力のうち待機時消費電力量の占める割合



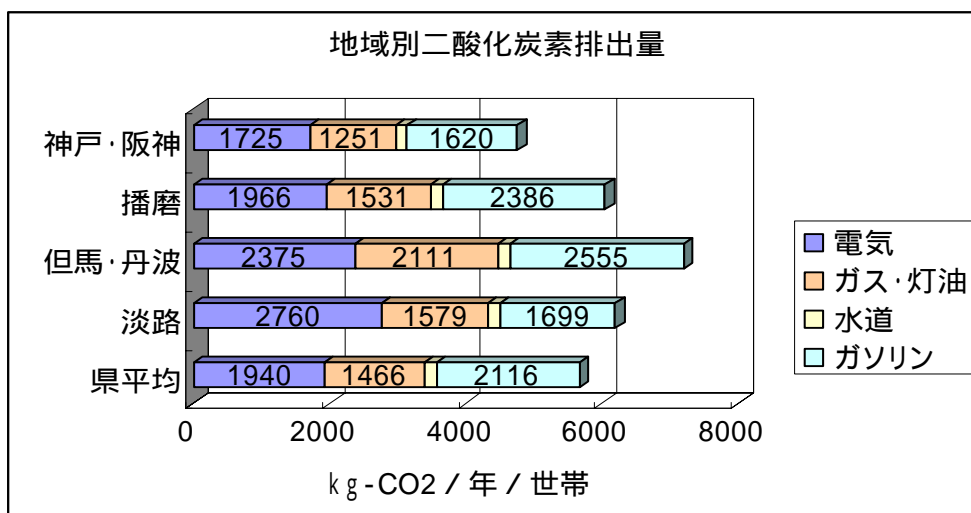


図8 地域別二酸化炭素排出量（2002年度）

（出典：兵庫県地球温暖化防止活動推進センター調査から）

### (3) 民生（業務）部門における取組の促進

民生（業務）部門における2002年度の温室効果ガス排出量は、1990年度に比べて10.1%増加しており、現状で推移した場合、今後も増加が予想されているため、条例による温室効果ガス排出抑制計画をはじめとする対策の着実な推進を図る。

#### 条例による温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果報告の義務づけ（重点施策）

オフィス等（店舗等サービス業を含む。）の業務部門の二酸化炭素排出量は、床面積の増大もあいまって増加しており、条例に基づく排出抑制計画の着実な実施により、エネルギー管理の実施等を通じて抑制を図る。

#### 建築物の省エネルギー性能の向上（重点施策）

建築物の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて業務その他部門の二酸化炭素排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、新たに条例に基づき一定規模以上の建築物の新築・増改築に対する建築物環境性能評価書(CASBEE)の届出義務化による省エネルギー対策を進めるとともに、これに加えて、既存の建築物ストックの省エネルギー性能の向上を図る省エネルギー改修を促進する。

さらに、ESCOを活用した省エネルギー機器・設備の導入等を促進する。  
自主行動計画の着実な推進

条例による温室効果ガス排出抑制計画の対象とならない事業所においては、日本経済団体連合会策定の環境自主行動計画を着実に実施する。

省エネ法によるエネルギー管理の徹底

省エネ法に基づく措置により、エネルギーの自主管理の徹底を行う。

### **関西エコオフィス宣言運動の推進（重点施策）**

関西広域連携協議会 と連携を図り、冷暖房温度の適正化など関西エコオフィス宣言運動を推進する。

### **オフィス・店舗等における省エネ機器の導入促進（重点施策）**

トップランナー基準 による機器の効率向上、電球型蛍光灯、空調用圧縮機器省エネ制御装置の導入、高効率給湯器の導入、24 時間営業を常態とする事業者に対する省エネ型冷蔵・冷凍機の導入などの促進を図る。

### **環境マネジメントシステムの導入（重点施策）**

ISO14001、EA21 等の環境マネジメントシステムを導入することにより、エコオフィス、ワークスタイルの改善などの自主的取組を推進する。

#### **BEMS の普及**

IT の活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また、室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー需要の管理システム（BEMS：Building Energy Management System）の普及啓発を行う。

## **(4) 運輸部門における排出削減方策**

運輸部門における温室効果ガス排出量は、1990 年度に比べて 2002 年度で 5.1% 増加しており、伸びが著しくなっている。このため、クリーンエネルギー自動車の普及拡大をはじめとする対策を推進する。

### **低公害車 100 万台作戦の展開（重点施策）**

「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」に基づき、県内において、低公害車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車等）及び低排出ガス車（京阪神七府県市自動車排出対策協議会 が指定する「LEV-7」）を 100 万台普及させることを目標とする。

#### **ア 事業者指導及び導入支援**

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）に基づき定められた事業者の判断の基準を勘案して、事業者に対し、低公害車等を導入するよう指導を行う。

また、県、市町等は、低公害車の導入に対する補助、低公害車等購入資金の低利融資のあっせん、自動車税及び自動車取得税の軽減等の支援を行うことにより、低公害車等の普及を促進する。

#### **イ エコステーション の整備**

低公害車の普及には、天然ガス等の燃料を供給する施設の整備が必要であることから、エコステーションの設置を促進する。

#### **ウ 運送業者への低公害車の普及促進**

運送事業者のディーゼル車から低公害車への転換に係る補助を行う。

## エ 公用車への率先導入

県は、「環境率先行動計画」、「兵庫県公用車に係る低公害車等導入指針」に従い、県公用車に低公害車等を導入する。また、市町においても、率先して計画的な低公害車等の導入に努める。

### サルファーフリー燃料対応ディーゼル車導入

2005年1月からのサルファーフリー（硫黄分 10ppm 以下）石油系燃料の導入を踏まえ、サルファーフリー燃料対応ディーゼル車の導入を促進する。

### 条例による温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果報告の義務づけ（重点施策）

条例対象に一定規模以上の自動車運送事業者の追加や事業場に荷主としての対策を追加することにより、クリーンエネルギー自動車への転換促進、アイドリングストップ車導入促進、エコドライブ運動の推進等の温室効果ガス排出抑制の指導を行っていく。

#### 【条例における対象の追加】

- ア 一定規模以上の自動車運送事業者：貨物自動車、バス 100 台・タクシー 175 台以上の自動車保有する自動車運送事業者（燃料使用量：原油換算 1,500k /年以上に相当）
- イ 事業所が保有する自家用自動車の対策及び荷主としての対策を追加する

### アイドリングストップをはじめエコドライブの推進（重点施策）

自動車の利用は、県民、事業者等の日常の活動と深くかかわっていることから、各主体が様々な機会を捉えて、地球温暖化防止の取組を実践することが必要である。

このため、自動車公害対策ともあわせ、急発進・急加速の抑制やタイヤ空気圧の適正化などエコドライブの普及促進を図るとともに、アイドリングストップについては、特に次の対策を重点的に推進していく。

- ア 事業者による従業員教育の実施の促進
- イ 駐車場管理者等による利用者への周知の促進
- ウ 街頭啓発等啓発事業の強化

#### 円滑な道路交通を実現するための事業の推進

交通流の円滑化による走行速度の向上が燃費を改善し、自動車からの二酸化炭素排出量を減らすことから、「渋滞交差点解消プログラム」に基づき渋滞解消などの交通流対策を実施する。

また、渋滞の解消・緩和を図ることを目標の一つとして、道路改築事業、特定交通安全施設等整備事業、事故防止対策事業、街路事業、区画整理事業等を進める。

#### 公共交通機関の利用促進

県民への啓発活動により、旅客交通において自家用乗用車から鉄道・

バス等の公共交通機関への利用転換を促進する。

#### 自転車利用の促進

自転車の利用環境整備として、大規模自転車道の整備や、既存の波打歩道等のセミフラット化や歩道等の段差を解消するなどの歩道等のリニューアルを実施し、自転車走行空間の連続性を確保するなど市街地における自転車利用環境の整備を図る。

#### モーダルシフトの推進

主として地域間などの長距離輸送における、貨物自動車から鉄道、海上輸送への転換（モーダルシフト）は、一度に大量の貨物を運ぶことが可能とした長距離運転による事故のリスクを低減させることができるので、その推進を図るとともに啓発を行う。

共同輸配送システムの導入や自家用自動車から営業用貨物車への転換の促進

貨物自動車の大型化や貨物自動車の積載率向上のために、複数の事業者が共同で輸配送するシステムの導入や、自家用貨物車から営業用貨物車への転換を支援する。

## 2 グリーンエネルギーの積極的な導入

「グリーンエネルギー推進プログラム」に基づき、太陽エネルギー、風力エネルギー、廃棄物エネルギー、小水力発電、バイオマスエネルギー及び未利用エネルギー等、特色あるエネルギー資源を効率的に地産地消し、地域全体でグリーンエネルギーの積極的な導入の促進に取り組み、省CO<sub>2</sub>化を目指す。

### (1) グリーンエネルギー10倍増作戦（重点施策）

住宅用太陽光発電設備の導入に対する支援及び大型風力発電設備の導入促進により、2010年度におけるグリーンエネルギーの導入量を2003年度に比べて10倍増を図る。

### (2) 事業所へのグリーンエネルギーの導入促進（重点施策）

#### グリーンエネルギーの導入促進

事業者がグリーンエネルギーを導入する際に融資・利子補給などの支援を行う。

また、事業者においては、特に製造工程における省エネルギー対策を推進するとともに、化石燃料に過度に依存したエネルギーシステムからの脱却を目指し、エネルギーの高効率利用等、グリーンエネルギーの導入促進や従業員のワークスタイルの変革等を図る。

#### ひょうごグリーンエネルギー基金の活用

県民等からのボランティアな基金（一口500円/月）により、地域のシンボリックな建築物に太陽光発電設備や風力発電設備を設置するなど、県民の参画と協働により、県民発電施設を設置するとともに、グリーン

エネルギーの導入の必要性を広く啓発していく。

また、ひょうごグリーンエネルギー基金をインセンティブとして、集客施設に、太陽光発電設備等を設置することにより、より一層の普及啓発を図る。

(3) **県施設へのグリーンエネルギーの積極的導入（重点施策）**

県施設へ太陽光発電設備等の設置を計画的に率先導入するとともに、ダムと浄水場間の落差を利用した小水力発電設備の設置を行う。

(4) **バイオマス利用の推進（重点施策）**

「グリーンエネルギー推進プログラム」及び「兵庫県バイオマス総合利用計画」に基づき、地域に賦存する様々なバイオマス資源を、熱・電力、燃料、素材等に効率的かつ総合的に利活用する施策を推進する。

(5) **菜の花エコプロジェクトの推進**

菜の花を栽培し、菜の花の種子から採取した油を食用油として利用した後、廃食用油を回収・改質し、公用車等の燃料として再生する「菜の花エコプロジェクト」を推進する。

(6) **未利用エネルギー等の有効利用**

地域の特性をいかした未利用エネルギー（海水、下水等の温度差エネルギー、小水力、雪氷熱等）、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、環境性に優れた地域冷暖房等効率的なエネルギー供給を進める。

### 3 地域・都市構造、交通システムに対する方策

エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギーの利用効率の向上を図ることの効果は大きく、都市のエネルギー環境を改善し、省CO<sub>2</sub>型の地域・都市作り及び交通システムの形成を促進するため、次の施策を総合的に推進する。

(1) **省CO<sub>2</sub>型の都市デザイン**

都市部におけるエネルギーの面的利用の促進やヒートアイランド対策の推進及び都市計画制度の活用等により、都市のエネルギー環境を改善し、省CO<sub>2</sub>型の地域・都市づくりを進める。

**エネルギーの面的利用の促進**

複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO<sub>2</sub>効果を期待し得ることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、環境性に優れた地域冷暖房等の積極的な導入・普及を図る。

**ヒートアイランド対策の推進**

ヒートアイランド現象の緩和に向けて、「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」に基づき総合的・計画的にヒートアイランド関連施策を実施することにより、都市の熱環境改善を通じた省CO<sub>2</sub>化を推進する。



環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用の推進  
コンパクトな市街地の形成を図るとともに、地域の風の流れに配慮して、都市全体の自然被覆率を高めるなど気候を勘案した水と緑のネットワークの形成に向けた都市計画を推進する。

(2) 省CO<sub>2</sub>型交通システムのデザイン

交通システムの効率化等を図るため、自動車単体対策だけでなく、交通需要マネジメント（TDM）、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策を実施する。

公共交通機関の利用促進（再掲）

県民への啓発活動により、旅客交通において自家用乗用車から鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換を促進する。

環境に配慮した自動車使用の促進（再掲）

自動車の利用は、県民、事業者等の日常の活動と深くかかわっていることから、各主体が様々な機会を捉えて、地球温暖化防止の取組を実践することが必要である。

このため、自動車公害対策ともあわせ、急発進・急加速の抑制やタイヤ空気圧の適正化などエコドライブの普及促進を図るとともに、アイドリングストップについては、特に次の対策を重点的に推進していく。

ア 事業者による従業員教育の実施の促進

イ 駐車場管理者等による利用者への周知の促進

ウ 街頭啓発等啓発事業の強化

円滑な道路交通を実現する体系の構築

交通の安全と円滑の確保、交通渋滞の解消、所要時間の短縮、交通公害の低減等を実現するため、高度道路交通システム（ITS）のキーインフラである光ビーコンを整備し、公共車両優先システム（PTPS）や交通情報提供システム（AMIS）を積極的に導入し「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す。

また、路線上に隣接する信号機や地域全体の信号機を連動させる集中制御化、プログラム多段系統化、交差点の交通処理能力を高める右折感応化等の信号制御方法の高度化を行い、更なる交通の安全と円滑の確保等を進める。

#### 4 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス対策の推進

(1) 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

非エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、これまで、生産工程でCO<sub>2</sub>排出のより少ない混合セメントの利用拡大や、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、原材料やバイオマスエネルギー源として再生産可能で環境への負荷が小さい木材の有効利用、農地における緑肥栽培、堆肥還

元等を実施してきているが、今後も、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき定めた兵庫県廃棄物処理計画の廃棄物減量化目標や、循環型社会形成推進基本法（以下「循環法」という。）に基づき 2003 年 3 月に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画に定める目標の達成に向けた取組を促進する。

(2) メタン

メタンについては、これまで、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進、ほ場管理の改善、家畜排泄物処理方法の改善等を実施してきているが、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標や、循環法に基づく循環計画に定める目標の達成に向けた取組を促進する。

(3) 一酸化二窒素

一酸化二窒素については、これまで、工業過程での排出削減対策などを進めているが、今後も条例による温室効果ガス排出抑制計画などによる事業所指導を行うことなどにより、排出抑制を図る。

(4) 代替フロン等 3 ガス

代替フロン等 3 ガスは、モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質（CFC、HCFC は京都議定書の対象外だが、強力な温室効果を持つガスでもある。）からの代替が進むことにより、HFC の排出量が増加することが予想されること等いくつかの排出量の増加要因が指摘されている。

そのため、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収・破壊法」という。）使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）等の法律を適切に運用することや、条例による温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果報告による事業所指導、兵庫県フロン回収・処理推進協議会による普及啓発などによる回収率の向上や代替製品の利用の促進などにより、その増加を抑制し、削減を進める。

## 5 温室効果ガス吸収源対策・施策

温室効果ガスの吸収源となる森林等の維持、確保は、横断的施策の検討も含め、県、市町、森林所有者、林業・木材産業の事業者、県民等各主体の協力と多大な努力が必要であることを認識しつつ、吸収源の拡大を図ることとする。

また、県民の共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）を導入し、豊かな「緑」を次の世代に引き継いでいくため、「緑」の保全・再生に関する事業を早期・計画的に推進していく。

(1) 健全な森林の整備

森林経営による吸収量を確保するためには、森林整備等を一層推進する



ことが重要であることから次の施策を総合的に推進する。

#### 森林吸収源対策推進プラン

管理不十分な森林の特定や森林整備等が適切に行われない問題を整理した上で、各種事業を組み合わせた当面5年間に必要な事業計画を2003年度に策定した「森林吸収源対策推進プラン」に基づき、人工林における間伐材等の森林整備を進めるほか、天然林においては里山林整備を実施する。

#### 造林事業

植栽、下刈、除伐・間伐など森林整備に必要な費用を補助する。

#### みなもとの森整備事業（緑化基金）

公益性の高い保安林において、森林整備により公益的機能の回復を図るとともに、親水施設を設置することにより、小動物の繁殖できる空間の創出、県民の保健休養及び森林学習の場を創出する。

#### 森林病虫害等駆除

松くい虫等の被害防止を通じて森林保全を図る。

#### 森林ボランティアの育成

森林ボランティア活動を通じ、森林の公益性の認識を高めるために、一般県民を対象に開催する森林ボランティア講座の開催や森林ボランティア団体立ち上げ経費等を補助する。

#### 地域参加の森づくり事業

広く参加者を集めて行う植樹関連イベントの開催経費を補助する。

#### 新ひょうごの森づくり

間伐が必要な森林について市町と連携して間伐率100%を目指す森林管理100%作戦、里山林の再生、森林ボランティア育成1万人作戦に取り組んでいく。

#### 災害に強い森づくり

2004年の台風災害をふまえ、防災機能を高める「災害に強い森づくり」に取り組むこととし、緊急防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備、里山防災林整備、野生動物育成林整備に取り組む。

#### 森林整備の担い手確保対策

森林整備の実行を担う林業労働者を確保・育成するため、新規就業者への技能習得研修の実施をはじめ、安心して働けるよう社会保障制度の充実支援並びに労働災害防止のための巡回指導等に取り組みます。

### (2) 保安林等の適切な管理・保全等の推進

森林経営による吸収量を確保するためには、保安林等の適切な管理・保全等の推進を一層推進することが重要であることから次の施策を総合的に推進する。

#### 治山事業

水源のかん養、災害の防備等、保安林機能の維持増進を図るため、治

山施設の設置と一体的に森林整備を推進する。

保安林等整備管理

伐採・開発行為の適切な規制、森林施業の確保や効率的な管理体制の整備を通じて、保安林の適正な保全を図る。

(3) 木材及び木質バイオマス利用の推進

持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため次の施策などを推進する。

木質バイオマスエネルギー利用促進事業

木質バイオマス燃料製造施設及び利用施設の整備等を行う。

木造住宅普及促進事業

県産木造住宅カタログの作成、マスメディア・モデル住宅を活用した普及啓発、産地・住宅見学会を実施する。

県産木材供給体制整備推進事業

乾燥材安定供給体制の整備・促進、県産木造住宅研修の実施

公営住宅整備事業

環境にやさしい木造住宅（従来軸組構法 及び j.Pod 等の新構法）を整備する。

県産木材利用木造住宅特別融資制度

県産木材を利用した木造住宅建設及びリフォームに特別融資を行う。

(4) 都市緑化等の推進

都市緑化等は、県民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものであるため、次の施策などを通じて総合的な推進を図る。

建築物及びその敷地の緑化の推進

条例に基づき建築物及びその敷地の緑化を推進するとともに、建築物の緑化を促進するための助成を行う。

道路緑化の推進

緑あふれる親しみのある道路環境を創造するため、市街地の幹線道路、優れた景観を保全する道路及び観光道路等において道路緑化を進める。

花のあるみちづくりや花いっぱいモデルの助成を行う。

地域整備事業 法面植栽

造成工事により生じた郷土種苗木を法面に植栽する。

県民まちなみ緑化事業

住民団体等により公有地や民有地において実施される樹木を中心とした緑化活動を支援することにより、都市の防災性の向上や環境の改善を図る。

## グラスパーキング推進事業

芝生化駐車場のモデル事業として、各種芝生駐車場の実証実験を行い課題解決に向けた検証を行うとともに、その効果を踏まえ、普及促進に向けたPRを行なう。

## 緑化資材の提供（緑化基金事業）

NPOや自治会等が公共的な場所での緑化活動を行うにあたり、花苗等を提供する。

## 6 普及啓発等横断的施策

### (1) 県民運動の展開

事業者、県民などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止行動の実践を確実なものとするため、県は兵庫県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携し、県下の商工団体、NPO、市町など各セクターとともに知識の普及や県民運動の展開を図る。

### (2) エコハウスなどを活用した環境学習・教育の積極的展開

県民が、地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣となるよう、「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、環境保全活動及び環境学習・教育を推進する。

このため、県民・NPO・事業者・行政等への普及啓発、体験・研修の場であり、環境学習・教育、交流・連携、情報発信等の場となる拠点施設として、エコハウスを整備するとともに、地球温暖化防止活動推進員等が中心となったボランティアがエコハウスサポーター（仮称）として運営に参画することにより、活動の活性化と効果的な環境学習を行う。

また、県民が、地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動を促進するため、兵庫県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員等と連携し、様々な環境保全活動及び環境学習・教育を推進する。

### (3) 関西エコオフィス宣言運動の推進、エコスタイルの推進

関西広域連携協議会と連携を図り、冷暖房温度の適正化など関西エコオフィス宣言運動を推進するとともに、夏場には、上着を着用しない、ネクタイをしないなど、冬場には、重ね着をするなどエコスタイルを推進することにより、冷暖房によるエネルギー使用量の削減を図る。

## 7 県における率先的取組（重点施策）

### (1) 環境率先行動計画に基づく取組の推進

自らが大規模な事業者でもある県は、事業者が果たすべき役割を率先して担うべく、1998年度から「環境率先行動計画」(ステップ1、2)、2005年度から環境率先行動計画(ステップ3)を策定し、環境マネジメントシステムを活用しつつ、事業実施に係る環境負荷の低減に取り組んでいる。

その主な内容は、次のとおりである。

#### 職員等の省エネの取組

職員等が率先して省エネ行動を実施する。

昼休み時間の消灯、残業時の部分消灯、OA機器(パソコン、コピー機等)の節電、待機電力削減のためのコンセント抜き、近くの階へのエレベーター使用の削減、適正な冷暖房温度管理(冷房時28、暖房時19)によるエコスタイル・キャンペーン等の実施、公用車使用時のアイドリング・ストップや省エネ運転(エコ・ドライビング)

#### 県施設の省エネ化改修

県施設の照明器具や空調機器を高効率のものに改修する。

#### 県施設への太陽光発電設備の率先導入

県施設に太陽光発電設備を率先的に導入する。

#### 県施設への風力発電設備の率先導入

県本庁舎の屋上など県施設に風力発電設備を率先的に導入する。

### (2) 環境創生 15%システム

2002年度から開始した公共工事(総事業費1億円以上の事業)における「環境創生5%システム」を、2005年度対象事業より、「環境創生15%システム」に改め、環境優先社会の実現に向けた取組を一層強化していく。

## 8 ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるために、兵庫県全体の費用負担の公平性に配慮し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用する。

## 第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するために

### 第1節 目標達成に向けた推進体制の確立

地球温暖化対策を総合的に推進していくため、地球温暖化対策に関する各種の施策を相互に連携させ、体系立てて実施していく必要がある。

このため、庁内設置の「環境適合型社会形成推進会議」において、計画の進捗状況を点検し、その結果を踏まえ、時宜に応じた対策を推進するとともに、必要に応じて、関連諸制度を実態に即するように見直しを行う。

なお、必要に応じて本計画の見直しも柔軟に実施していく。

### 第2節 県、市町、事業者、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等及び県民の役割

#### 1 県の役割

##### (1) 施策の連携と広域的取組

京都議定書 に基づく我が国の温室効果ガスの排出の削減目標達成に向け、国の施策との連携も図りながら、本計画に基づく施策を推進する。

特に、地域のより広域的な自治体として、事業者の自主的取組の促進やクリーンエネルギー自動車等の普及拡大といった広域的で規模の大きな地域の地球温暖化対策を進めるとともに、兵庫県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員等と協力・協働しつつ、実行計画の策定を含め市町の取組の支援を行う。

##### (2) 地域の特性に応じた対策の実施

県は、その区域の自然的社会的条件に応じて、まちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、太陽エネルギー、風力エネルギー、廃棄物エネルギー、小水力発電、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入など、先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

##### (3) 地域住民等への情報提供と活動推進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等の活用を図りながら、環境学習・教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

##### (4) 環境ビジネスの育成に関する支援

重厚長大産業と中小企業の力を糾合しながら、先導的な環境技術、新エネルギー技術の開発などに支援を行い、環境・エネルギー分野の産業を育成する。

## 2 市町の役割

### (1) 地域の特性に応じた対策の実施

市町は、地球温暖化対策推進法第20条に基づき、京都議定書目標達成計画における地球温暖化対策に関する基本的考え方を勘案して、その地域の自然的社会的条件に応じた「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の策定」に努めるものとする。

### (2) 率先した取組の実施（重点施策）

市町は率先な取組を行うことにより、地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、市町の事務及び事業に関し実行計画を策定し、率先した取組を進める。

実行計画の評価・見直しを行う手段として、ISO14001、EA21などの環境マネジメントシステムを活用する。

### (3) 地域住民等への情報提供と活動促進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等、地球温暖化対策地域協議会との連携を図り、その活用を図りながら環境学習・教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

### (4) 国、県等との連携

その区域の事業者や住民との地域における最も身近な自治体として、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への環境学習・教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や県、地域の事業者等と連携して進める。

## 3 事業者の役割

### (1) 創意工夫を凝らした取組

それぞれの事業者が創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野において自主的かつ積極的に実施する。また、省CO<sub>2</sub>型製品の開発、廃棄物の減量等、他の主体の温室効果ガスの抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で推進する。

### (2) 環境経営の取組促進

企業の社会的責任という観点から、社会的・環境的な面に対する配慮した環境経営、企業姿勢に取り組む。

このため、単独に又は共同して自主的な計画を策定し、実施状況を点検する。また、従業員への環境学習・教育を実施するとともに、労働組合や消費者団体・地域団体などと連携して温室効果ガスの排出抑制等に取り組む。さらに、県、市町等の施策に協力する。



(3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

最終消費財を提供する事業者は、製品・サービスのライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量等を把握するとともに、これらの環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図る。また、製品・サービスによる温室効果ガス削減に関連する情報を提供する。

(4) 環境マネジメントシステムの導入（重点施策）

事業者は、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組む。

とりわけ、中小事業者にとっては、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定した「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年度版」に基づく認証・登録制度、EA21 の取得に努める。

(5) 民間事業者等による京都メカニズムの活用

民間事業者等が、自主行動計画を初めとした自らの目標を達成するために、国内温室効果ガス排出量を抑制する努力とともに自らの負担において自主的に京都メカニズムを活用することは、優れた技術による地球規模での排出削減や費用対効果の観点から、評価できるため積極的に取り組む。

#### 4 兵庫県地球温暖化防止活動推進センターの役割

兵庫県より地球温暖化対策推進法に基づいて指定を受け、発足した兵庫県地球温暖化防止活動推進センターは、民生部門に対する温暖化防止の普及啓発と温室効果ガスの排出削減に取り組む。特に、兵庫県における自然及び地域の特性を踏まえた確かな事業を進めていくとともに兵庫県地球温暖化防止活動推進員等の活動の支援を行う。

#### 5 地球温暖化対策地域協議会の役割

地球温暖化対策地域協議会は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的としている。

このため地球温暖化対策地域協議会は、特に民生部門における温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を進めていく。



## 6 地球温暖化防止活動推進員等の役割

地球温暖化対策推進法第23条の規定に基づき、知事は地球温暖化対策に関する知識の普及や地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する方々の中から地球温暖化防止活動推進員等を委嘱できることになっている。

したがって、地球温暖化防止活動推進員等は、次の活動を行うことにより、民生部門における温室効果ガスの削減を図る。

- ア 自らの日常生活で、地球温暖化対策を実践する。
- イ 他の推進員等と連携しながら、普及啓発に努めるとともに、情報提供等の協力を行う。
- ウ 温室効果ガス排出の抑制等の指導・助言を行い、住民等からの相談に応じる。
- エ 活動を通じて得た情報、事例、意見等をセンターや他の推進員等に提供する。
- オ パートナースHIPで実践活動に取り組むようコーディネートする。

## 7 県民の役割

### (1) 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制

近年の温室効果ガス排出量の増加は、家庭・運輸（自家用乗用車）といった県民生活と密接に関連していることを認識し、大量消費・大量廃棄型の生活様式の変革に積極的に取り組む。

具体的には、環境家計簿などを通じ自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、住宅の断熱化、省エネ機器への買換、公共交通機関や自転車の利用促進、待機電力等の節電、不要不急の自動車利用の自粛等のきめ細かな取組を行うなど「県民の行動指針」に基づき環境に優しいライフスタイルに転換することにより、温室効果ガスの排出削減を図る。

### (2) 地球温暖化防止活動への参加

地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、省エネ・省資源等温暖化防止活動への積極的な参加に努めるなど各主体との連携した取組を実施する。

## 第3節 情報公開

県民や事業者が温暖化防止対策に積極的に取り組むためには、地球温暖化の現状やその影響、地球温暖化対策の重要性について十分に理解し、認識を深めることが重要である。

本計画の実効性を確保し、削減目標を確実に達成していくためには、温室効果ガス別や部門ごとの目標の達成状況、個別の対策・施策の進捗状況について、

各種データの整備・収集を図りつつ、適正に透明性をもって事後評価し、柔軟に対策・施策の見直し又は追加を行うことが不可欠である。

このことから、計画の進捗状況の点検（各主体における取組の進捗状況の把握、県下の温室効果ガス総排出量の把握等）を行い、その結果や地球温暖化に関する情報を積極的に公開し、各主体の自主的取組を促進する。

市町においても実行計画の進捗状況の点検結果を公表する。

また、事業者は、温室効果ガス総排出量や温室効果ガス排出抑制に関する取組の進捗状況を把握し、その情報を環境報告書等により、公開するよう努める。

## 第4節 重点目標の設定と計画の進行管理

### 1 重点目標の設定

この計画の目標を達成するためには、県民・事業者・行政が取り組むべき行動について、すべての主体が、それぞれの役割分担にしたがって、積極的に取り組むことが必要である。

各主体の取組の実効をあげるため、主体毎に取組の重点目標を設定し、その目標達成のため計画的な取組を行う。

### 2 計画の進行管理

それぞれの主体の取組の重点目標について、その実施結果を定期的に把握し評価することにより、取組の一層の促進を図るとともに、県は、県下における温室効果ガスの排出状況を毎年把握し、排出量削減対策の効果を総合的に把握するとともに、その結果を公表することにより、県民・事業者等に対して温暖化に関する最新情報を提供し、それぞれの主体の取組促進に資する。

また、この計画は、温室効果ガスの排出状況や取組状況の推移、国内外の地球温暖化対策の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 県民の行動指針

近年の温室効果ガス排出量の増加は家庭・運輸（自家用自動車）といった県民生活と密接に関連していることを認識し、大量消費・大量廃棄型の生活様式の変革に積極的に取り組む必要がある。

具体的には、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、住宅の断熱化、省エネ機器への買換、待機電力の節電、公共交通機関や自転車の利用促進等、省CO<sub>2</sub>型の生活を選択する。

また、家庭で出来るリサイクル運動、森林づくりなどの緑化運動をはじめ県民一人ひとりに対して、具体的にどのようなことをどの程度取り組むことが期待されるのか、という具体的な行動の内容・目安を提示することが、温室効果ガス削減努力を促す上で、効果的であり、地球温暖化問題への理解度を更に深めることができると考えられる。

さらに、ライフステージに応じた環境学習・教育を受け、自然を理解し、環境を大切にする価値観を持ち、環境に配慮した生活を送るなどライフサイクルを通じたエコライフスタイルを実践することが期待される。

以下では、地球温暖化防止に向けて、県民の方々に期待される役割と取組を示す。

### 1 県民に期待される役割

- (1) 日常生活における普段の行動が、地球温暖化の原因となっていることを理解する。
- (2) エネルギーや資源を大量に消費するライフスタイルを見直し、温室効果ガスの排出を減らす行動や実践をする。
- (3) 自動車や家電製品の買換、住宅の新築・改築において、地球温暖化防止につながる技術や製品を導入する。
- (4) 国や県、市町等が実施する地球温暖化対策に協力する。
- (5) 兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員等と連携して、自ら地球温暖化防止対策に取り組む。

### 2 特に削減効果の大きい重点的な取組

温室効果ガスの削減効果が大きい次の3つの項目について全ての県民が積極的に取り組む。

- (1) 省エネルギー機器の導入促進  
エネルギー消費の少ない家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、照明など）を購入する。  
待機電力の少ない家電製品を購入する。  
蛍光灯器具は、インバーター制御やセンサー付きのものを購入する。  
照明は、白熱電灯から蛍光灯に切り替える。  
節水型機器（洗濯機、給水設備）を購入する。
- (2) 待機電力カットのための主電源オフ  
テレビなどAV機器を使用しないときは、主電源をオフにする。  
テレビなどAV機器を長時間使用しないときは、コンセントを抜く。
- (3) 冷暖房温度の適正化  
冷房温度を28℃以上、暖房温度を20℃以下に設定する。  
エコスタイルに努める。  
冷房時にカーテンやブラインドを使う。

### 3 県民の取組

県民は、2に掲げる重点的に行う取組に加えて、以下の取組を行うことにより、温室効果ガスの排出削減を図ることとする。

#### (1) 二酸化炭素排出を削減する取組

住宅・設備

##### ア 住宅の省エネルギー性能の向上

(ア) 住宅の新築や建て替え時には、省エネルギー基準適合住宅を採用する。

(イ) 天井・屋根・壁・外装、床・基礎に断熱材を設置する。

(ウ) 既存住宅への高性能ガラスや断熱サッシ、窓用断熱シートを採用する。

##### イ 新エネルギー等の導入

(ア) 住宅の新築や建て替え時には、住宅用太陽光発電や住宅用高度太陽熱温水器を設置する。

ライフスタイルの転換と実践

##### ア 居間・居室

(ア) 家族が同じ部屋で団らんする。

(イ) 冷暖房器具の使用時間を削減する。

(ウ) 使わない照明は、こまめに消す。

(エ) 照明器具やAV機器の使用時間を短縮する。

(オ) エアコンフィルターの掃除をこまめにする。

(カ) 掃除機は、フィルターの手入れをしてから使用する。

(キ) 自然採光を利用する。

(ク) 雨水を貯めて打ち水や庭の散水に利用する。

##### イ 台所

(ア) ガス湯沸かし機の口火のつけっぱなしをやめる。

(イ) 給湯器の温度管理の徹底や使用時間を削減する。

(ウ) 冷蔵庫の開閉回数を減らす、詰め込みすぎをしない、電気ポットの長時間使用をしないなど、電気製品を使用する際に配慮する。

(エ) 電子レンジの上手な使用やガスコンロを経済的な火力にすること、また余熱の利用など、ガス使用量を削減する。

(オ) ポットやジャーの保温をやめる。

##### ウ 水まわり

(ア) シャワーや洗面時での水の出しっ放しをやめるなど水使用への配慮をする。

(イ) お風呂はさめないうちに連続して入る等、効率的に利用する。

(ウ) お風呂の追い炊きを減らすなどガス使用量を削減する。

(エ) トイレの温水洗浄便座のこまめな温度管理、蓋の開閉をする。

(オ) 風呂の残り湯を洗濯に利用する等、水を大切に使う。

(カ) 下水には食用油等を流さない。

#### 移動

##### ア 低燃費、低公害車の購入

(ア) 自動車の購入や買い換え時には、ハイブリッド車、低公害車、低燃費車などを選択する。

(イ) 使用状況を考え小型車を選択するなど、適正な大きさの車を購入する。

##### イ 公共交通機関の利用、自転車の利用

(ア) 外出時には、自転車や公共交通機関を積極的に利用する。

##### ウ エコドライブの推進

(ア) 駐停車時の空ぶかし、アイドリングをやめる、急発進・急加速をしないなど自動車運転時での省エネルギーを慣行する。

(イ) タイヤの空気圧を適正に保つなど車両点検・整備を定期的を実施する。

(ウ) 不要なものを積載しない。

(エ) 無計画ドライブを抑制する。

(オ) 迷惑駐車をしない。

(カ) カーエアコンの利用は控えめにする。

#### 買い物

##### グリーン購入の推進

(ア) 便利さを損なわない程度にコンパクト化された商品など環境への負荷の少ない製品や再生資源を利用した製品など、環境に配慮した製品の積極的を購入する。

(イ) 長寿命商品の選択や製品を長期間使用する。

(ウ) 過剰包装は断る。

(エ) エコマーク、グリーンマーク等環境ラベルの付いた商品、「環境に優しい商品」を購入する。

(オ) 容器は、できるだけリターナブル容器を利用する。

(カ) 詰め替え商品を買う。

(キ) 必要なものだけ買い余分な買い物はしない。

(ク) マイバッグ持参などによるレジ袋の使用を削減する。

(ケ) 県内で生産されたもの（食料品など）を積極的に購入する。

#### 廃棄

##### ア 廃棄物の発生の抑制

(ア) 簡易包装された製品の選択、容器・商品の繰り返し利用などにより廃棄物を削減する。

(イ) コンポスト等を活用し生ゴミを減量する。

(ウ) 「不要なダイレクトメールの受け取り拒否」制度を利用する。

##### イ 再使用、再生利用等の推進

- (ア) リターナブル瓶の引き取りへの協力、ごみの分別回収への協力など、リサイクルへの協力を行う。
  - (イ) 家電リサイクル法に基づいた廃棄を徹底する。
  - (ウ) 物を大切にし、長く使用する。
  - (エ) 修理できるものは、修理して使う。
  - (オ) 不要になったものは、フリーマーケットやリサイクル商店等で、できるだけ再利用を図る。
- (2) 代替フロン等3ガス排出を削減する取組
- 買い物
  - 代替物質を使用した製品等の利用拡大
  - ア 冷蔵庫や自動車購入での、ノンフロン冷蔵庫、ノンフロンカーエアコンなど代替物質を使用した製品を購入する。
  - 廃棄
  - 代替フロン使用製品の適正処理
  - ア 家電リサイクル法や自動車リサイクル法に基づいた家電製品やカーエアコンなど代替フロンが使用されている製品の適正な処分を行う。
- (3) 吸収固定源を増やす取組
- 住宅・設備
  - ア 住宅における県産材の利用
  - (ア) 新築や建て替え時には県産材を使用する。
  - イ 県産材使用製品の利用
  - (ア) 家具等木材製品の購入時には間伐材などを利用した製品を購入する。
  - ウ 地域緑化の推進
  - (ア) 庭やベランダ、屋上など住宅や周辺を緑化する。
  - (イ) 地域で行われている緑化活動へ積極的に参加する。
- (4) 環境家計簿、エコチェックカレンダーなどによるエコチェック
- 環境家計簿、エコチェックカレンダーなどによる家庭からの温室効果ガスの排出量を把握することにより、取組の効果を再確認し、日常生活での排出削減に努める。
- (5) 環境保全活動への参加等
- 環境学習・教育や環境保全活動への参加
  - 行政やグループの開催する環境学習・教育や地域における環境保全活動に積極的に参加し、地球温暖化の影響、地球温暖化対策及びエネルギーについて理解を深め、さらに積極的な取組を行う。
  - 行政の施策への協力
  - 国や県・市町が実施する温暖化防止のための施策に積極的に協力する。

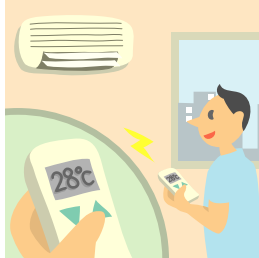
# 家でできる 温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。まず、下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

## 1 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。

年間約31kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約2,000円の節約



## 6 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。

年間約17kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約5,000円の節約



## 2 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。

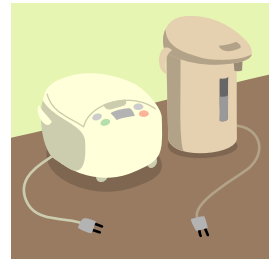
年間約185kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約8,000円の節約



## 7 ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いと、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温めなおす方が電力の消費は少なくなります。

年間約31kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約2,000円の節約



## 3 1日5分間のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

年間約39kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約2,000円の節約



## 8 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごすより、暖房も照明も余計に必要になります。

年間約240kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約11,000円の節約



## 4 待機電力を90%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い換えの際には待機電力の少ない物を選ぶようにしましょう。

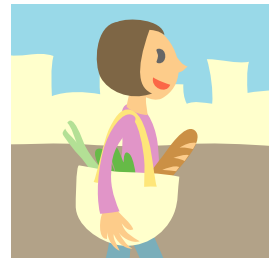
年間約87kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約6,000円の節約



## 9 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。

年間約58kgのCO<sub>2</sub>の削減



## 5 シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。

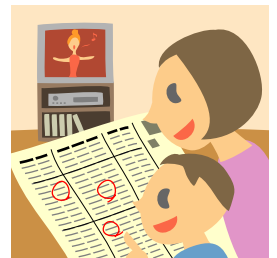
年間約65kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約4,000円の節約



## 10 テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにしましょう。

年間約13kgのCO<sub>2</sub>の削減、  
年間で約1,000円の節約





	用語	解説
あ	ISO14001	国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格です。
あ	アイドリングストップ	停車中など車のエンジンを必要としないときに、エンジンを止め、炭素酸化物（CO <sub>x</sub> ）や窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）などの排出を押さえ、環境への負荷をやわらげようとする行動です。
い	EA21（エコアクション21）	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度です。
え	エコステーション	低公害自動車（天然ガス・電気・メタノール・LPガス、燃料電池自動車等）への燃料供給を行う施設をいいます。
え	エコドライブ	地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）や、大気汚染の原因のひとつである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転することです。
え	エコハウス	新兵庫県地球温暖化防止推進計画に係る温室効果ガス排出量削減目標の達成を図るための、県民等への普及啓発活動の拠点であり、地球温暖化防止活動推進員等の実践的な研修の場、県民・NGO・事業者・行政等の交流・連携・情報発信の場を実現するとともに、地球温暖化対策に係る環境学習・教育の拠点施設となります。
え	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	燃料資源の効率的利用を行うため、工場、建築物および機械器具についてエネルギー消費の合理化を推進することにより、経済の発展に寄与することを目的とした法律です。
お	温室効果ガス	「二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）の6種類のガスをいいます。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定）
お	温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告	兵庫県環境の保全と創造に関する条例の規定に基づき一定規模以上（燃料・熱・電気の年間の使用量の合計が原油換算で1,500kl以上）の工場等や自動車運送事業者（トラック100台、バス100台、タクシー175台以上）に特定物質（温室効果ガス）の排出抑制計画の作成と知事への提出、措置結果の知事への報告を義務付けたものです。
か	環境自主行動計画	経団連（現・日本経団連）が、1992年の地球サミットに先駆けて、1991年に「経団連地球環境憲章」を策定し、環境保全に向けて自主的かつ積極的に取り組むことを宣言し、96年に発表された「経団連環境アピール」を受けて、97年に「経団連環境自主行動計画」（2002年度より「環境自主行動計画」に改称）を策定したものです。

か	環境率先行動計画	県自らも環境負荷の低減等の取組を計画的に推進すべく、温室効果ガスの排出抑制等について目標を定めた計画です。
か	環境の保全と創造に関する条例	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例です。平成7年7月18日に制定しました。
か	関西広域連携協議会	関西の府県、政令市等の地方公共団体及び経済団体並びに各種関西関連団体等が、産業、歴史、文化などの関西の持つ優れた特性を最大限に活かしながら、様々な分野で広域的な連携を図り、広域化、多様化した地域課題に対応するとともに、各地域の個性、魅力の一層の向上を図りつつ、関西の総合力と効率性を高め、関西の発展に寄与することを目的として設立されました。
き	京都議定書	議定書とは、国際条約の部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決めをいいます。 京都議定書は、気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を確保するため、平成9年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書です。 先進各国は2008年から2012年の第1約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）を約束しました。わが国は、平成14年6月4日に受諾しました。
き	京都議定書目標達成計画	平成17年2月16日の京都議定書の発効を受けて、地球温暖化対策推進法第8条に基づき策定された、京都議定書の約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画です。
き	京都メカニズム	排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの三制度のことをいいます。
く	グリーンエネルギー	太陽光発電などの新エネルギーと省エネルギーをあわせてグリーンエネルギーと呼んでいます。
く	グリーンエネルギー推進プログラム	地球温暖化を防止するとともに、有限な化石エネルギーへの依存を見直し、省エネルギーや自然エネルギーの導入促進を図るため平成14年7月に兵庫県で策定したプログラムです。
け	京阪神七府県市自動車排出対策協議会	京阪神の7府県市では、自動車からの窒素酸化物対策に協力して取り組むため、平成8年11月に「京阪神七府県市低NOx車普及促進協議会」を設立し、一般に市販されている自動車の中でも、よりNOx等の排出量の少ない自動車を指定し、その普及促進に努めています。
け	建築物環境性能評価書(CASBEE)	住宅・建築物の居住性（室内環境）の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示したものです。

こ	公共車両優先システム (PTPS)	PTPS : Public Transportation Priority Systems。優先信号制御やバス専用・優先レーンの設置により、公共交通車両の優先通行を可能にするシステムをいいます。
こ	交通需要マネジメント (TDM)	TDM : Transportation Demand Management。自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいいます。
こ	交通情報提供システム (AMIS)	AMIS : Advanced Mobile Information Systems。ドライバーへ、渋滞、事故、所要時間などの交通情報を画像や音声で適切に提供することにより、交通流の分散を促し、交通の円滑化を図るシステムをいいます。
こ	高度道路交通システム (ITS)	ITS : Intelligent Transport Systems。最先端の情報通信技術などを用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する、21世紀の社会システムをいいます。
さ	サルファーフリー石油系燃料	硫黄分の極めて少ないガソリン、軽油のことを表しています。具体的には、燃料中の硫黄分が10ppm以下(1ppm=100万分の1,つまり0.001%以下)となっています。(これにより燃料中の硫黄分が自動車の排ガス処理装置内にある触媒に与える被毒が極めて少なくなることや、これ以上の硫黄分の低減は、現在の技術的観点から極めて困難であることから、硫黄分をほぼ全て除いたのと同様の効果があるという意味で、10ppm以下を「サルファーフリー」と呼んでいます)。
し	j.Pod	J.Pod (ジェイポッド) システム。京都大学を中心とする民間企業との開発グループが、木質ユニットの新構法として開発を進めているもので、次代を拓く有用な木造新構法として注目を集めているものです。 現在の木造構法は、「軸組構法」「ツーバイフォー構法」「丸太組構法」の3種類ですが、当該構法は、それに続く第4の新たな構法となり得るものとして、木造住宅の振興、県産木材の活用推進等につながる可能性が高いものと考えられています。
し	軸組構法	日本で昔から行われてきた構法で、垂直材としての柱、水平材または横架材と呼ばれる桁、梁、胴差し、土台のほか、斜め材としての筋違い(すじかい)などで建物の骨組を構成するシステムをいいます。
し	実行計画	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、自らが排出する温室効果ガスの削減を目的として策定するものです。
し	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	対策地域内でトラック・バス等及びディーゼル乗用車に関して特別の窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合する窒素酸化物及び粒子状物質の排出量がより少ない車を使っていただくための規制をいいます。

し	渋滞交差点解消プログラム	<p>渋滞は、走行性の悪化による時間的な損失や速度低下による大気汚染物質の排出量増加など、様々な問題を引き起こしています。</p> <p>このような問題を解決し、快適な県民生活を実現するためには、計画的に渋滞対策事業を行うことを目的として、兵庫県が策定したプログラムをいいます。</p>
し	森林吸収	<p>植物は、光合成でCO<sub>2</sub>を吸収しているため、京都議定書は、植物による吸収分を各国の排出量から差し引くことを認めました。</p>
ち	地球温暖化	<p>「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気温度が追加的に上昇する現象」をいいます。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第1項）</p>
ち	地球温暖化対策の推進に関する法律 （地球温暖化対策推進法）	<p>もっぱら、地球温暖化防止を目的とするわが国初めての法制度です。平成10年10月9日に制定されました。</p> <p>平成9年12月に京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において採択された「京都議定書」におけるわが国の温室効果ガス削減目標（2008年から2012年の第1約束期間に6%削減）を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民のすべての主体の役割を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めています。</p> <p>平成14年6月、わが国が「京都議定書」を受諾したことに伴い、その目標達成のための京都議定書達成計画の策定、地球温暖化対策推進本部の設置等を加え一部改正されました。</p>
ち	地球温暖化対策地域協議会	<p>民生部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項の規定に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等の各界各層が構成員となり、連携して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するものです。</p>
ち	地球温暖化防止活動推進員等	<p>地球温暖化防止活動推進員と地球温暖化防止活動協力員をいいます。地球温暖化防止活動推進員は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる地球温暖化防止の活動を支援し助言するため、都道府県知事が委嘱する運動員をいいます。</p> <p>また、地球温暖化防止活動推進協力員は、地球温暖化防止活動推進員と連携・協力しながら地域住民の中に入り、実践活動の先導を行っていただける方で知事が委嘱する運動員をいいます。</p>
と	トップランナー基準	<p>省エネ法の中で定められているもので、エネルギー消費機器の製造または輸入の事業を行う者に対し、機器の目標とするエネルギー消費効率の向上を義務付けたものです。</p>

は	バイオマス	<p>エネルギーとして利用できる、まとまった量の植物起源の物質のことを指すようになっていきます。</p> <p>具体的には、林業廃棄物、農業廃棄物、畜産廃棄物、生物系資源由来の都市廃棄物（生ゴミ、紙くず等）等をいいます。</p>
は	バイオマス総合利用計画	<p>各種調査を通じたバイオマス賦存量・利用可能量の整理、エネルギー変換技術の動向把握などを通じ、兵庫県全体のバイオマス総合利用の方向性を取りまとめ、平成 17 年 1 月に兵庫県が策定した計画をいいます。</p>
ひ	光ビーコン	<p>道路上に設置され、車載器搭載車両との双方向通信をするための路上インフラ装置をいいます。</p>
ひ	評価・見直しプロセス（PDCA）	<p>P（Plan）・D（Do）・C（Check）・A（Action）という事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」サイクルを表しています。</p>
ひ	兵庫県地球温暖化防止活動推進センター	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置が定められた地球温暖化防止に向けた普及啓発のための組織です。地球温暖化防止活動の促進を図ることを目的とする民法法人（財団法人・社団法人）又は特定非営利活動法人（NPO法人）を、都道府県に一つに限り、センターとして指定することができることとされており、兵庫県は財団法人ひょうご環境創造協会を平成 12 年 4 月 1 日に指定しています。</p>
ひ	兵庫県ヒートアイランド対策推進計画	<p>ヒートアイランド現象を緩和するため、県民、事業者、行政が一体となって取り組むために平成 17 年 8 月に策定した計画をいいます。</p>
へ	BEMS	<p>Building Energy Management System の略であり、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムをいいます。</p>
も	モーダルシフト	<p>トラックによる幹線貨物輸送を、「地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換」することをいいます。</p>
れ	LEV-7	<p>一般に市販されている自動車の中でも、より窒素酸化物等の排出量の少ない自動車について、「京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会」が、年 3 回程度メーカーから募集の上、排出ガス値が指定基準以下と認められた自動車を「LEV-7」（レブセブン：京阪神七府県市指定低排出ガス車、LEV は Low Emission Vehicle の略）として指定し、その普及促進を図っているものです。</p>